

第 19 回環境政策会議（議事要旨）

日時：平成 22 年 3 月 18 日（木） 17 時 15 分～17 時 50 分

場所：衆議院第 1 議員会館 民主党 A 会議室（地下 1 階）

議題：（１）トキの死亡について
（２）水俣病問題への取組状況について
（３）環境影響評価法の一部を改正する法律案について
（４）廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について
（５）その他

<副大臣より挨拶>

<（１）～（４）について資料説明>

～以下、主な意見及び回答～

<（２）水俣病問題への取組状況について>

- 熊本地裁で所見が出たということで、熊本ではこれで動くのかと思うが、新潟ではどう進むのか。
- 裁判所の所見として示された、対象者の地域や調査研究等はどのようなものか。
- 対象者の判定で、総合判断としているが、共通診断書と第三者診断で食い違いがあった場合はどうするのか。
- 不知火会と協議したということだが、他の団体との課題の整理などはどうか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・新潟では阿賀野患者会という患者団体が裁判を起こしているが、こちらについても和解協議の申し入れがあり、２回事前協議をしている。不知火会との和解が整えば、阿賀野川患者会とも和解協議を進めていくことになるだろう。団体加算金などは人数によって異なってくるが、今回の裁判所の所見に基づくことになるだろう。
- ・第三者委員会は、原告側から 2 名、被告側から 2 名、双方が合意する座長の 5 名で構成され、公平な判断となる。
- ・今後の見通しとして、3 月 29 日までに裁判所に回答し、双方が裁判所の所見を受け入れればこれに沿って判定方法を決め、支給を進める。裁判ではなく救済を求める方々に対しては、和解に準じるかたちで閣議決定し、5 月 1 日の慰霊式までに手続きの申請などができるようにしたい。裁判上の和解も、救済措置も、でこぼこがおこらないように進めていきたい。

【小林環境事務次官】

- ・診断書の判断が分かれるのは珍しいケースだと思うが、そのような場合は第三者委員会により個別の判断とする、というような折衝があった。

- ・例えば漁業従事者や親族に認定患者がいる場合など、魚を食べて症状がある人は、対象地域外でもいいのではないかと、ということ。
- ・44年1月以降については、11月末までに生まれた方や、11月末以降であっても、毛髪水銀値などで曝露を示せるものがあれば対象となりうる。それらに当てはまらない方々であっても、希望する方は、健康フォローアップの対象として、保健指導を受けていただいたり、脳磁計という脳を調べられる検査を受けていただくこととしている。
- ・調査研究については、原告は悉皆調査を求め、我々はそのような調査をしてもばく露との因果関係が分からない、といているが、これから手法の開発をしていくこととした。汚染地域と対照地域の比較などを考えている。将来に備えてモニタリングしていくということで原告も納得している。

【環境保健部長】

- ・濃厚な疫学要件がある方は、もう一度検診を受けることができ、それに基づいて判定することとしている。また10症状のいずれかがあれば手帳を支給する。

＜（３）環境影響評価法の一部を改正する法律案について＞

- 電子縦覧の義務化については、方法書等3つのアセス図書の義務化が予定されているようだが、配慮書については義務化されないのか。
- 知事が事業者に対し、意見提出の前に、質問や釈明を求める場合、それに対して事業者は何らかの対応を考えているか。

【総合環境政策局長】

- ・基本的に大部になる3つの図書（方法書、準備書、評価書）について法で義務化されることとなるが、配慮書についても、電子縦覧が励行されるよう省令で同様な対応をすることを考えている。
- ・考えていない。実効上実施されている現行制度に変わりはないものである。

※（１）、（４）については意見等なし

＜田島環境副大臣・大谷環境大臣政務官より挨拶＞

以上